

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3 級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『年金アドバイザー 3 級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されていますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3 級」は、金融機関行職員の方々から顧客からの年金に関する相談や照会に応じるために必要とされる基本的知識、およびセールスにおいて必要となる技能・応用力についての習得度合を測ることを目的に、1991 年 3 月にスタートした種目です。

本格的な少子高齢社会を迎え、公的年金は老後の収入の柱となるものであるため、国民の関心はますます高まり、シルバーステージにとって重要なものとなっています。

年金制度は近年数次にわたって大幅な改正が行われ、金融機関では顧客から年金に関する相談や照会を受ける機会が増えています。これらに適切かつ親身になって対応することが、個人取引、なかでも特にその重要性が指摘されているシルバー層との取引推進において大きなポイントとなることは確実です。


本書は、数次にわたる年金制度の改正点等にも触れてわかりやすく整理し、実務的・実用的に解説していますので、実務の手引書としても役立つ内容になっています。

本書を『年金アドバイザー 3 級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3 級」に合格され、日常業務により一層邁進されることを祈念してやみません。

2020 年 6 月

経済法令研究会

2020 年 3 月（第 145 回）「年金アドバイザー 3 級」試験につきまして
は、政府要請（新型コロナウイルスの感染拡大防止）を受け、実施されま
せませんでした。



目 次

2020年3月(第145回)「年金アドバイザー3級」試験につきましては、政府要請(新型コロナウイルスの感染拡大防止)を受け、実施されませんでした。

刊行にあたって

学習の手引き—本書利用のしかた (7)

年金アドバイザー3級・出題範囲 (8)

〈参考〉年金法等法令改正の動向について (10)

過去4回の出題項目 (14)

第1編 公的年金等の仕組み

| | |
|-------------------|----|
| ○ 本編のガイド | 2 |
| 1 日本の人口動向と人口構造の変化 | 4 |
| 2 公的年金制度の仕組みと現況 | 7 |
| 3 公的年金制度の沿革 | 11 |
| 4 医療保険制度等 | 15 |
| 5 国民年金の被保険者 | 21 |
| 6 国民年金の資格取得・喪失等 | 27 |
| 7 国民年金の保険料 | 33 |
| 8 厚生年金保険の被保険者 | 45 |
| 9 厚生年金保険の保険料 | 54 |

(4)

| | | |
|----|---|----|
| 10 | 厚生年金保険の標準報酬 | 57 |
| 11 | 年金の受給権 | 60 |
| 12 | 年金の通則的事項 | 66 |
| ● | 年金制度改正法のポイント（昭和60年・平成元年・平成6年・平成12年・平成16年・平成24年・平成26年） | 70 |

第2編 老齢給付

| | | |
|----|--------------------------|-----|
| ○ | 本編のガイド | 90 |
| 1 | 老齢基礎年金の仕組み | 92 |
| 2 | 老齢基礎年金の年金額 | 104 |
| 3 | 老齢基礎年金の振替加算 | 107 |
| 4 | 老齢基礎年金の支給の繰上げ・繰下げ | 112 |
| 5 | 受給資格期間（10年）の短縮 | 118 |
| | 【演習問題Ⅰ】 老齢基礎年金 | 121 |
| 6 | 60歳台前半の老齢厚生年金 | 126 |
| 7 | 60歳台前半の老齢厚生年金の年金額 | 133 |
| 8 | 老齢厚生年金の加給年金額 | 143 |
| 9 | 60歳台後半の老齢厚生年金 | 148 |
| | 【演習問題Ⅱ】 老齢厚生年金 | 151 |
| 10 | 在職老齢年金 | 157 |
| 11 | 雇用保険による失業給付（基本手当）との調整 | 162 |
| 12 | 雇用保険による高年齢雇用継続給付との調整 | 166 |
| | 【演習問題Ⅲ】 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付 | 171 |

第3編 障害給付

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| ○ | 本編のガイド | 176 |
| 1 | 障害基礎年金の仕組み | 178 |
| 2 | 障害基礎年金の事後重症・基準障害・併合認定 | 185 |

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| 3 | 障害基礎年金の年金額 | 188 |
| 4 | 障害厚生年金の仕組み | 194 |
| 5 | 障害厚生年金の事後重症・基準障害・併合認定 | 200 |
| 6 | 障害厚生年金の年金額 | 202 |
| | 【演習問題Ⅳ】 障害給付 | 209 |

第4編 遺族給付

| | | |
|---|--------------|-----|
| ○ | 本編のガイド | 214 |
| 1 | 遺族基礎年金の仕組み | 216 |
| 2 | 遺族基礎年金の年金額 | 221 |
| 3 | 遺族厚生年金の仕組み | 226 |
| 4 | 遺族厚生年金の年金額 | 234 |
| 5 | 併給調整 | 243 |
| 6 | 国民年金の寡婦年金 | 246 |
| 7 | 国民年金の死亡一時金 | 250 |
| | 【演習問題Ⅴ】 遺族給付 | 253 |

第5編 その他の年金

| | | |
|---|------------------|-----|
| ○ | 本編のガイド | 258 |
| 1 | ねんきん定期便とねんきんネット | 260 |
| 2 | 年金請求と諸手続き | 263 |
| 3 | 社会保障協定 | 277 |
| 4 | 離婚時の年金分割 | 279 |
| 5 | 短期在留外国人の脱退一時金 | 284 |
| 6 | 共済組合等(複数種別)の厚生年金 | 287 |
| 7 | 国民年金基金 | 292 |
| 8 | 企業年金制度(確定給付企業年金) | 295 |
| 9 | 厚生年金基金 | 299 |

(6)

| | | |
|----|--------|-----|
| 10 | 確定拠出年金 | 303 |
| 11 | 年金と税金 | 309 |

【演習問題VI】 年金と税金 316

● ● ● 資料編 ● ● ●

- 1 老齢基礎年金・老齢厚生年金（第1号厚生年金被保険者）
早見表 320
- 2 令和2年度の厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）の再評
価率表 321
- 3 年齢早見表 322
- 4 一般の第1号厚生年金被保険者（厚生年金基金加入員以外）の
保険料額表 323
- 5 厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）の標準報酬月額
の推移 324
- 6 国民年金・厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）受給権者
の主要手続一覧 325

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正
等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

1 日本の人口動向と人口構造の変化

出題【19年10月・問1／19年3月・問1／18年10月・問1／18年3月・問1】

1 高齢化

(1) 高齢化率

日本の高齢化は、他の主要国に比べてスピードが極めて速い。日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）は、昭和45年は7.1%であったが、「令和元年版高齢社会白書」（内閣府）によると、平成30年の高齢化率は、28.1%である。

「日本の将来推計人口」の平成29年推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月公表）によると、高齢化率は今後も増加し続け、令和22（2040）年には35.3%となり、人口の約3人に1人が高齢者となることが予測されている。さらに、令和47（2065）年には38.4%に達し、人口の約2.6人に1人が65歳以上という比率になり、世界で最も高齢化が進んだ国になると予測されている。

(2) 平均寿命

急速な高齢化の要因は、出生率の低下と平均寿命の伸びによるものといわれている。日本の平均寿命（0歳時の平均余命）は、「平成30年簡易生命表」（厚生労働省）によると、男性81.25年、女性87.32年であり（男女差6.07年）、前年より男女ともに上回った。なお、国別の平均寿命では、日本は男女とも世界でトップクラスである。また、女性の平均寿命は平成14年に初めて85年を超えた。

Keypoint

（簡易生命表）毎年の死亡状況が今後も変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命などの指標によって表示したもの。

2 少子化

合計特殊出生率（女性1人が一生のうちに出生する平均的な子供の数）は、晩婚化や非婚化が進んだことから低下を続け、「平成30年人口動態統計（確定数）」（厚生労働省，令和元年11月公表）によると、平成30年は1.42であり、人口の置換水準（それ以下になると人口減少を招く出生率の水準）の約2.07を大きく下回っている。

日本の年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養」の仕組みとなっている。年金受給者が増加し少子化により現役世代が減少すると、現役世代の保険料負担が重くなっていく。そのため、将来世代の負担を過重なものとしないうよう、年金制度の見直しが行われている。

3 高齢者世帯の所得

「平成30年国民生活基礎調査」（厚生労働省，令和元年7月公表）によると、平成29年の高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は、334万9,000円であり、そのうち「公的年金・恩給」の割合が204万5,000円で、全体の61.1%を占めている（図表1-1-1参照）。

4 社会保障給付費

日本の社会保障給付費は、「平成29年度社会保障費用統計」（国立社会保障・人口問題研究所，令和元年8月公表）によると、平成29年度では約120.2兆円に達している。人口の高齢化にともない、社会保障給付費のうち、昭和55年を境に医療給付費よりも年金給付費が上回っている。平成29年度は、医療給付費が39兆4,195億円（32.8%）に対し年金給付費は54兆8,349億円で、社会保障給付費の45.6%を占めている（図表1-1-2参照）。

1 老齢基礎年金の仕組み

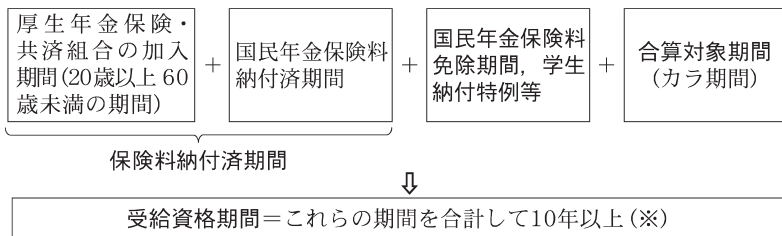
出題【19年10月・問13, 14, 31 / 19年3月・問13, 14, 31 / 18年10月・問14, 15, 31 / 18年3月・問14, 15, 31】

1 受給資格期間

老齢基礎年金は、10年（平成29年7月までは原則として25年）以上の受給資格期間（図表2-1-1参照）を満たし、65歳に達したときに支給される。「65歳に達したとき」とは、65歳の誕生日の前日である。受給権は、誕生日の前日に発生する。なお、65歳に達したときに受給資格期間を満たしていない場合には、受給資格期間を満たしたときに老齢基礎年金の受給権が発生する（国年法26条、同附則9条、同附則(60)18条1項）。

必要とされる老齢基礎年金の受給資格期間は、次の3つの期間が含まれる（国年法26条・同附則9条）。なお、平成24年8月成立の改正法により、将来の無年金者の発生を抑制するという観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間が10年に短縮された（施行日：平成29年8月1日）。

（図表2-1-1）老齢基礎年金の受給資格期間



(※) 平成29年7月までは原則として25年以上(期間短縮の特例に該当する場合は15～24年)

Keypoint

- ① 保険料納付済期間
- ② 保険料免除期間(法定免除または申請免除期間)、学生納付特例期間、納付猶予期間
- ③ 合算対象期間(いわゆるカラ期間)

(1) 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、国民年金の保険料を納めた期間であり、任意加入による期間も含まれる。

また、保険料を滞納している期間は、保険料納付済期間とならない。保険料納付済期間となる期間は、次のとおりである(国年法5条、同附則5条・同附則(60)8条)。

- ① 国民年金の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間(半額免除制度により保険料の半額を納めた期間、4分の1免除、4分の3免除の制度によりそれぞれ保険料の4分の3、4分の1を納めた期間を除く)
- ② 国民年金の第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間
- ③ 国民年金の第3号被保険者期間
- ④ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険・船員保険の被保険者期間・共済組合加入期間のうち、20歳以上60歳未満の期間

<執筆協力>

山本礼子（社会保険労務士，年金特別アドバイザー）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト

年金アドバイザー 3級 2020年10月・2021年3月受験用

2020年7月26日 第1刷発行

編者 経済法令研究会

発行者 志茂満仁

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4897

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2020

ISBN978-4-7668-4386-6

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。